

生活のきまり

天神小学校

◇◆◇ 学校生活での共通理解 ◇◆◇

【屋内】

- ・ ろうかを走らない。
- ・ ろうかは右側を歩く。
- ・ 特別教室、保健室、職員室には、許可を得てから入る。
- ・ トイレはきれいに使う。(はきものをそろえる)

【授業中】

- ・ 人の話をよく聞く。
- ・ 姿勢を正しくする。
- ・ 相手に伝わる声で発表する。
- ・ 学校で使わないものは、持つてこない。(筆箱の中身を少なくする)
- ・ シャープペンシルは使わない。

【休み・給食・そうじ】

- ・ 体育館のボールは、けって遊ばない。
- ・ 晴れの日は外で遊ぶ。
- ・ ボールなど、使ったものはきちんと後片付けをする。
- ・ 学習に必要な物は学校へ持つてこない。(カバンや筆箱にキーホルダー等をつけない。)
(雨の日のカードゲーム〔トランプ・UNO〕は可)
- ・ 給食着を着て、給食の準備をする。
- ・ 給食後、歯みがきをする。
- ・ 掃除をはじめにする。

【屋外】

- ・ 体育館の裏や駐車場では遊ばない。
- ・ 石を投げない。

◇◆◇ 校外生活での主なきまり ◇◆◇

【集団登校のきまり】

- ・ 標準服、黄色い帽子、名札を着用する。
- ・ 水曜日は自由服の日とする。
- ・ 集合時刻に遅れないようにする。
- ・ 決められた通学道路を通る。

【下校のきまり】

- ・ 最終下校時刻 月、火、木、金曜日 16時30分
水曜日 15時30分
(水泳指導など特別な場合は、指導者が適宜下校指導する。)
- ・ 特別な場合は集団下校をする。水曜日は、1～3年生がグループ下校をする。(委員会活動があるときは、1～4年生グループ下校)

【校区外外出のきまり】

- ・ 校区外への外出は、保護者の許可により外出できる。(五十崎地区は、五十崎児童館、五十崎小学校まで、内子地区は、フジや運動公園くらいまでとする。)
- ・ 五十崎・内子地区以外への外出は、原則として保護者同伴とする。安全面を考慮して、どうしても、必要なときのみとする。

【自転車】

- ・ 1・2年生は、保護者同伴で使用する。3年生以上は、保護者の判断で使用させる。
- ・ 必ずヘルメットを着用する。
- ・ 二人乗りをしない。
- ・ 道路に広がらないで、左側を一列で走る。
- ・ 交差点では、必ず一時停止し、押して渡る。
- ・ 片手運転をしない。
- ・ 使用範囲は、原則として天神小校区とする。(校区外の行事等に参加する場合は、保護者の許可を得て使用できる。御祓地区は、交通上危険が伴うため、自転車では行かない。)

- ・ 大きな道路に出るときは、必ず止まって左右の確認をする。
- ・ 自転車保険に入る。(義務化されている。)

【その他】

- ・ 一輪車、ローラースケート、スケートボード等は道路では乗らない。
- ・ エアガンは使わない。
- ・ お金の貸し借りやゲームの中身の交換などをしない。
- ・ 放課後や休日等に、学校でおやつなどの飲食はしない。
- ・ 五十崎自治センターなど、公共施設の利用の仕方を守る。(入り口辺りでゲームをしない。図書室で騒がない。)
- ・ 帰宅時間 4月から9月…18時までに帰宅する。10月から3月…17時までに帰宅する。

◇◆◇ その他 ◇◆◇

【標準服について】

標準服を次のように定める。

- 1 紺色の上着
- 2 男子は、紺色または黒色のズボン（入学式・卒業式等に着る服が標準）
- 3 女子は、紺色のひだスカート（同上）、髪飾りやヘアゴムは華美でないものとする。
- 4 白色のシャツ
 - (1) カッターシャツ、ポロシャツ、Tシャツ等白色なら可。
 - (2) 模様はワンポイントまでなら可。
- 5 その他
 - (1) 毎週水曜日は自由服の日とする。私服で登校してもよい。(名札の着用を忘れない。)
 - (2) 夏季は、上記の標準服のうち、上着を着用しない。
(したがって、男子のズボンは、入学式・卒業式等に着る服が標準)
 - (3) 寒い期間（期間は保護者判断）について
 - ア 男女を問わず、防寒を目的としたズボンの着用は可。
 - イ 上記アの色や形については、特には規定しないが、華美でないものが望ましい。
 - ウ 紺色の上着と白色のシャツの間に、防寒のために着用するものについては、特には規定しないが、華美でないものが望ましい。
 - エ 登下校の時、標準服の上に防寒着を着用することについては、規定を設けないが、教室では着用しない。
 - (4) 式典（入学式・卒業式等）には、標準服・白色のソックス（ワンポイント可）を着用する。

【街頭・校外指導】

- 1 交通安全指導
 - (1) 学期の始めと終わりは、通学路点検をする。
 - (2) 地区担当者は適宜指導を行う。
- 2 街頭指導
 - (1) 毎月第3火曜日を「ふれあいの日」とし、保護者と教師が輪番で街頭指導を行う。
 - (2) 長期休業中は、教師の輪番で街頭生活指導をする。

【長期休業中のきまり】

「春休みのきまり」「夏休みのきまり」「冬休みのきまり」を配布し、学級と全体、家庭で指導する。

【インターネットに接続できる機器の使い方】

スマホやゲーム機等の利用は午後8時までとし、それ以降は保護者に預けること。(これを機に、ご家庭でも話し合ってみてください。)

※ よく読んで確認していただき、共通理解のもと、子どもたちを見守り、ともに育てていけたらと思います。ご協力よろしくお願いします。